令和6年第6回農業委員会総会議事録

令和6年6月18日(火)第6回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員16人

会長 18番 仲田清志 会長職務代理者

2番 赤井勝利 3番 小田正廣 4番 西村 勉

5番 奥津賢司 6番 平 利一 7番 奥津忠和

8番 倉脇敏弥 9番 井藤孝久

11番 藤川 雅 12番 小川広文 13番 山田條一

14番 森 立夫 15番 安達利延 16番 信谷昌吾

17番 藤本 彰

推進委員10人

1番 谷 岡 貴 寿 2番 兒 玉 公 治 3番 泉 登

4番 溝尾 美惠子 5番 三輪 金樹 6番 妹尾 良和

7番後藤保夫 8番大原砂利 9番逸見則夫

10番 妹尾元弘

欠席委員 2人

1番 神山順一 10番 宮本武博

議事 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可

申請について

議案第26号 現況証明にかかる現況認定について

報告事項 農地法施行規則第29条の届について

法務局照会について

農地転用期間変更届について

完了届について

農地法第18条第6項の規定による通知について

利用権設定中途解約合意書について

協議事項

その他

事務局職員(書記)

事務局長滝口良樹主査福田洋介主査赤迫隆主任真治将史

(開会時刻 午前 9 時 34 分)

福田主査

只今から、新見市農業委員会第6回総会を開催いたします。本日の 出席は26名です。欠席は、1番神山委員、10番宮本委員です。そ れでは最初に仲田会長が、ご挨拶を申し上げます。

会 長

はい、改めましておはようございます。今年4月から相続登記の義務化となり、3年以内に行わないと過料になるというニュースが、繰り返し聞きました。今後、不明土地が、少しはなくなるかと思っております。それでは、本日もよろしくお願いします。

福田主査

ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願いいたします。

会 長

それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、6番平委員、7番奥津委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第22号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3 条の申請が4件ございました。現地確認を1番、2番、3番は6月4 日に行っており、4番は5月29日に行っております。それでは、1 番でございます。場所は下熊谷、現況地目は田1筆、畑2筆でござい ます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、果樹、作業 従事者は4人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でご ざいますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て 耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業 に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを 効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個 人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので 適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数に つきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございませ ん。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号で すが、申請地は、譲渡人が仕事等により管理、耕作できないため、近 くを耕作している譲受人に売買することになったものであり、本件の 権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。

赤井委員

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご 質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第22号1番の議案に賛成 の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございますが、場所は上市、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地近隣の家を譲受人が購入することに伴い、申請地を購入し耕作するということで双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番平委員。

平委員

6番平です。確認日、6月10日、赤井委員、泉推進委員と3人で行っております。場所ですが、新見方面から、180号線を北上いたしまして、●●の信号、セブンイレブンが目の前にありますが、これを旧国道に入って約500メーター先の小学校入口の信号を東へ70メートル下がったところにございます。隣地とも畑であり、特に問題はないと考えます。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご 質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第22号2番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、3番でございますが、場所は哲西町矢田、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は高齢により耕作することが難しくなったため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番奥津委員。

奥津(忠)委員

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号3番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、4番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、4番でございますが、場所は法曽、現況地目は畑3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、果樹、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地近隣の家を譲受人が購入することに伴い、申請地を購入し耕作するということで双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。

森委員

14番森です。場所は、法曽のお寺から、新見へ500メートルほど 行ったところにあります。譲受人からの電話で話を聞いております。近 隣の畑とブドウの木の管理をするということで問題はないと思います。 確認日は6月6日、西村委員、三輪推進委員、私と3人で行いました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問

はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第22号4番の議案に賛成の 方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第23号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に第4条の申請につきまして、申請が3件ございました。現地確認を3件とも5月29日に行っております。それでは、1番でございます。場所は、哲多町花木、現況地目は田3筆でございます。転用目的は嵩上げで、転用理由は、農地の嵩上げを行い、耕作を行いやすいようにするため。というものです。工事期間は令和6年7月1日から令和8年6月30日までです。この申請地は、農振農用地ですが、この度の転用は一時転用であることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。 15番安達委員。

安達委員

15番安達です。現地確認は、6月8日に井藤委員、逸見推進委員と3名で行っております。場所は、哲多総合センター、から西へ2キロほど上がったところでございます。●●地区、●●●小学校の近くにあります。3枚とも今までずっと耕作をされてきておりましたけれども、面積を広くし機械が入るようにと、提案されたようです。特に問題はないと考えております。

会 長

事務局地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので議案第23号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い

します。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続いて2番について事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございます。場所は、哲多町花木、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は嵩上げ、農道、法面の整備で、転用理由は、農地の嵩上げを行い、耕作を行いやすいようにするため。また、嵩上げに伴い、農道、法面を整備し、農機具が入りやすいようにするため。というものです。工事期間は令和6年7月1日から令和8年6月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。

安達委員

15番安達です。場所は、先ほど1番の申請地周辺になります。 嵩上げの関係で、若干法面をつけるためというような状況が発生いたしますので、やむを得ないかなと思います。特に問題はないと考えております。現地確認は同じく6月8日に行っております。

会 長

事務局、関係地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見 ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので議案第23号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして3番について、事務局。

真治主任

次に、3番でございます。場所は、哲多町花木、現況地目は畑1筆でご

ざいます。転用目的は農道、法面の整備で、転用理由は、隣地嵩上げに伴い、農道、法面を整備し、農機具が入りやすいようにするため。というものです。工事期間は令和6年7月1日から令和8年6月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。

安達委員

15番安達です。現地確認は、6月8日に行っております。隣接する土地になりますが特に問題はないと考えております。以上です。

会 長

事務局地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので議案第23号3番の議案について賛成の方は挙手を お願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして議案第24 号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願い します。

真治主任

次に第5条の申請につきまして、6件申請がございました。現地確認を1番、2番、3番、5番、6番は5月29日に行っており、4番は6月4日に行っております。1番、2番、3番ですが、同様の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

全 員

「よろしい。」

真治主任

では1番、2番、3番でございますが、場所は正田、現況地目は1番が 田1筆、2番が田1筆、3番が畑1筆でございます。転用目的は太陽光 発電設備です。転用理由ですが、日照条件等を満たす申請地に太陽光発 電設備を設置するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。 工事期間は令和6年7月1日から令和6年9月30日までです。価格は 記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内に ある第3種農地(準工業地域)と考えます。農地区分と転用目的は問題 ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、こ の転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・ 建設費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。

西村委員

4番西村です。確認日は6月10日月曜日に、森委員、三輪推進委員、私と行いました。申請地なんですけれども、国道180号より、●●● 橋を入り300メーターぐらい行ったら市道沿いに●●●●があります。そこの前を、高梁川に向かって50メーターぐらい入ったところに、3筆が、繋がってあります。現状は耕作されていないようでした。問題はないものと思いますのでよろしくお願いいたします。

会 長

この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ないようでしたら、議案第24号1番2番3番の議案に賛成の方は挙 手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は、許可妥当とします。続きまして4番について事務局お願いします。

真治主任

次に、4番でございますが、場所は大佐小阪部、現況地目は田1筆でございます。転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、家族3人のアパート住まいのため、実家近くで住宅(木造2階建て)の建築を計画している。親族所有の非農地に適当な場所がなく、譲渡人である父所有の申請地に新築するもの。というものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は令和6年7月1日から令和6年12月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影

響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、 建築費は記載のとおりで、借入金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。13番山田委員。

山田委員

会 長

この件についてご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、議案第24号4番の議案について賛成の方は挙手 をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして5番。

真治主任

次に、5番、6番でございますが、同様の申請となっておりますので、 合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

全 員

「よろしい。」

真治主任

では5番、6番でございますが、場所は石蟹、現況地目は5番が田2 筆、6番が田1筆でございます。転用目的は太陽光発電設備です。転用 理由ですが、日照条件等を満たす申請地に太陽光発電設備を設置するも のです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和6年 7月1日から令和6年11月30日までです。価格は記載のとおりです。 この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地(準工業地域)と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、 申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ない ものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・建設費は記載のとおり で、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。14番森委員。

森委員

14番森です。場所は、●●●●の補助グラウンドから10メーター ほど南に下ったところです。申請地は今年度耕作されてない土地で、問 題はないように思いました。以上です。現地確認は6月10日、三輪推 進委員、西村委員、私と3人で行いました。

会 長

はい、事務局関係地区委員の説明が終わりました。この件についてご 意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので議案第24号5番6番の案件について賛成の方は挙 手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、4条5条の各議案については、面積が30アール未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。

全 員

「よろしい。」

会 長

それでは、諮問不要とし、許可を決定します。続きまして、議案第25 号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規 について事務局の説明をお願いします。

滝口局長

今回、新規の貸付が4件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。それでは1番目、哲多町蚊家、畑2筆10年、使用貸借です。2番目、哲西町矢田、田5筆5年、使用貸借です。3番、哲西町大野部、畑1筆1年、使用貸借です。4番、哲西町大野部、畑1筆1年、使用貸借です。なお、3番4番につきましては、継続して利用権設定をされていましたが、今回は、手続きの都合で1カ月空いたことから、新規で上げさせていただいております。以上でございます。

会 長

事務局の説明が終わりました。関係地区委員の説明を求めます。 1番からお願いします。推進9番、逸見委員。

逸見委員

推進9番逸見です。現地確認を6月8日、井藤委員、小川委員、安達委

員と私で行いました。場所は、●●公民館に隣接した畑2筆になります。 現在は草が茂っております。借受人住所が倉敷市ですが、申請地の近く に居宅があります。そこの息子さんになります。問題はないと思います。 以上です。

会 長

ありがとうございました。続いて2番を10番妹尾委員お願いします。

妹尾委員

現地確認を6月11日、私と両奥津委員の3人で確認しております。 2番の場所は、哲西町矢田駅のちょっと裏になりまして、国道沿いに● ●●●がありますその前に5筆ありました。空き家になっていた貸付人 の、実家をこの借受人の方が購入し、それに付随していた田を耕作した いということです。前耕作人の方と話し合って合意したそうです。問題 ないと思います。3番4番ですが、本人ともどちらも毎年更新しており ますが、申請書を1カ月間ほどのずれがありまして、書類上、新規とい うことになりました。今までずっと耕作されておられたので、何ら問題 ないと思います。以上です。

会 長

事務局地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

それではないようですので議案第25号、新規の議案について、賛成 の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。

滝口局長

再設定が1件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上でございます。

会 長

再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足 説明がありますか。

全 員

「ありません。」

会 長

それでは再設定について、ご意見ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので議案第25号、再設定の議案に賛成の方は挙手をお 願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして議案第26 号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

現況証明の申請につきまして、今回2件申請がございました。現地確認を、1番は6月4日に行っており、2番は5月29日に行っております。それでは1番でございます。場所は千屋、台帳地目は田2筆、畑2筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、約30年前、両親が存命の頃は耕作をしていたが、私は市外に転出しており耕作ができないため、平成6年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に2番でございます。場所は法曽、台帳地目は畑3筆です。現況地目は宅地、山林でございます。理由は、申請地の●●●●番は、平成3年に隣接する●●●●番の宅地に家を建築し、その際に宅地への進入路として造成したもので、●●●●番、●●●●番は祖母が耕作していたが、高齢で耕作ができなくなったため、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。 1番からお願いしま す。 3番小田委員。

小田委員

3番小田です。確認は6月5日、泉推進委員、兒玉推進委員と行いました。場所は、千屋に上がるとスーパー林道があります。その林道を600メーター上がると市道と合流します。その市道に入った入口に1筆あります。そこから上がると、お宮が見えますその手前に残りの土地がありました。記載の通りであります。

会 長

ありがとうございました。1番についてご意見ご質問ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので2番の関係地区委員への説明を求めます。14番森

委員。

森委員

14番森です。確認日は6月10日、三輪推進委員、西村委員、私と3人で行いました。記載のとおりでした。申請者の祖父が昨年亡くなられてその前に、祖母も亡くなられて、現況としてわからない状態で出ています。一応こういうことで間違いないです。

会 長

2番についてご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、議案第26号について認定に賛成の方は挙手をお 願いします。

(全員举手)

はい全員賛成と認め、認定といたします。続きまして、報告事項に入ります。 農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

農地法施行規則第29条の届出が1件ございました。現地確認を5月29日に行っております。それでは1番でございます。場所は哲多町花木、現況地目は畑1筆でございます。申請目的は、農道整備です。申請理由ですが、農機具等を安全に出入りしやすくようにするため。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和6年7月1日から令和6年9月30日までです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員より報告願います。15番安達委員。

安達委員

先ほど4条申請のございました●●さんの件の隣地でございます。特に問題はないと考えております。以上です。

会 長

続きまして法務局紹介について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

法務局照会につきまして、今回1件ございました。現地確認を、5月16日に行っております。それでは、1番ですが、場所は新見、登記地目は田2筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は昭和45年、昭和50年から宅地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、非農地と回答しています。以上です。

会 長

この件について関係地区委員より報告をお願いします。8番倉脇委員。

倉脇委員

8番倉脇です。 5月21日に平委員、溝尾推進委員と3名で確認しております。場所は、 $\oplus \oplus \oplus$ の下側の建物になります。以上です。

会 長

続きまして農地転用期間変更に届けについて、事務局の説明をお願い します。

滝口局長

農地転用期間変更届が1件出ております。場所は法曽地内、農地法施 行規則第29条農機具倉庫でございます。以上でございます。

会 長

この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。14番森委員。

森委員

14番森です。確認日は6月10日、西村委員、三輪推進委員、私と3人で行いました。記載のとおり資材の遅れと、設置場所が田んぼなので雨降りにより重機が入れず遅れています。

会 長

そこで10時25分まで10分間、休憩といたします。

~ 休憩 ~

会 長

時間になりましたので、再開いたします。続きまして完了届について、 事務局の説明をお願いします。

滝口局長

完了届が3件出ております。1番目、上熊谷地内、農地改良、嵩上げです。2番目、正田地内、農地法第4条、事務所駐車場です。3番目、大佐小阪部地内、農地改良、嵩上げです。以上でございます。

会 長

この件について、関係地区委員より、確認と補足説明があればお願いします。

赤井委員

2番、赤井です。確認は6月8日、平委員、谷岡推進委員と行いました。綺麗にできておりました。何ら問題はありません。

会 長

2番について4番西村委員。

西村委員

4番西村です。確認日は6月10日の月曜日です。事務所と駐車場が

完成しておりました。

会 長

続いて3番を13番山田委員。

山田委員

13番山田です。6月14日に確認をいたしました。できておりました。

会 長

続いて、農地法第18条第6項の規定について、事務局の説明をお願いします。

滝口局長

農地法第18条第6項の規定による通知が1件出ております。1番目、石蟹地内です。土地の貸付人、借受人が亡くなり、耕作を行うことができないためとなっております。以上でございます。

会 長

この件について関係地区委員より報告をお願いします。14番森委員。

森委員

14番森です。確認日は6月10日、西村委員、三輪推進委員と行いました。少し荒れていましたけど、このような状態でした。

会 長

続きまして、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。

滝口局長

利用権設定中途解約合意書が4件出ております。1番目、下熊谷地内、 売買のためです。2番目、哲西町矢田地内、耕作者を変更するため、となっております。3番目、哲西町矢田地内、売買のためです。4番目、哲西町矢田地内、これも売買のためです。以上でございます。

会 長

この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。まず1番からお願いします。

谷岡委員

推進1番谷岡です。確認日は6月8日、赤井委員、平委員と行いました。議案22号1番にあるように売買の合意に至ったので、中途解約ということになったそうです。以上です。

会 長

それでは2番について、推進10番妹尾委員。

妹尾委員

推進10番妹尾です。確認日は先ほどと同じ6月11日です。先ほどの新規の案件で説明いたしましたとおりです。ちゃんと合意したようで問題ないと思います。そして、3番ですけど、これも第3条の案件であ

りましたとおり、問題なかったと思います。以上です。

会 長

続きまして、日程3、協議事項に入ります。事務局から何かありました らお願いします。

事務局

「ありません。」

会 長

続きましてその他ですが事務局からありますか。

真治主任

事務局からお知らせをさせていただきます。お手元に、A3版の農地 パトロールの実施要綱をお配りしておりますので、こちらの説明をさせ ていただきたいと思います。例年のことではありますが、7月の総会の 後に、農地パトロールの実施をお願いいたします。実施日ですが、後で また総会日発表されると思いますが、7月17日の水曜日となっており ます。出発式を13時から、まなび広場新見図書館玄関前で行いたいと 思います。農地パトロールの隊長ですが、吉岡こずえさんにお願いをし ております。概要ですが、市内6班に分け、2、3時間パトロールを行っ ていただけたらと思います。なお、本年度は、目合わせは行いませんの で、出発しましたら、各班に分かれて、現地の方を確認していただきた いと思います。班編成ですが、前年と同様に、各地域、代表者、班員はこ のようになっております。連絡事項といたしまして、持ち物ですが、ベ スト、帽子、腕章、作業服及び農地パトロールステッカーは、各自、忘れ ないように持ってきていただけたらと思います。現地確認をしていただ いた写真データ、または写真はまた後日、事務局の方へ提出していただ ければと思います。昼食は事務局の方で用意いたします。事務局から説 明は以上です。

会 長

他に、何かありますか。

福田主査

次回の総会ですが、7月の17日水曜日、9時30分から、南庁舎3階 大会議室で開催いたします。以上です。

後藤委員

総会後の農地パトロール出発式までの待ち時間が長くなると思うので、そこは考慮してもらえないか。

滝口局長

議案数等にもよりますが、極力待ち時間が少なくなるよう、総会開会 時間を調整して、通知させていただきます。

会 長

神山代理が欠席ということで、ここで閉会を私の方から言わせてもら

います。これをもちまして第6回農業委員会総会を、閉会といたします。 本日はご苦労様でした。来月よろしくお願いします。						
 (閉会時刻 午前 10 時 37 分) <u></u>						

令和6年6月28日作成

署名委員

議	長			
<u>委</u>	員			
委	昌			